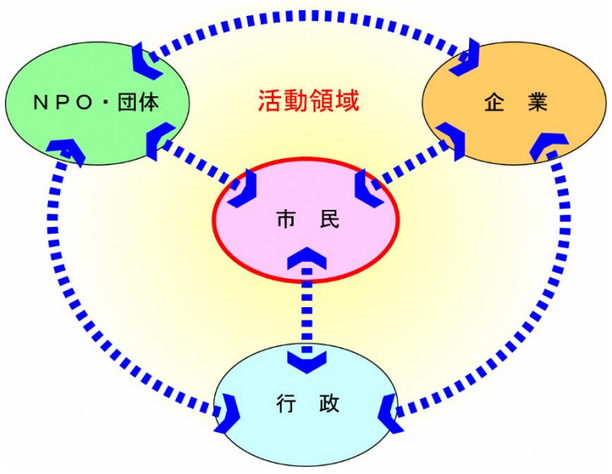
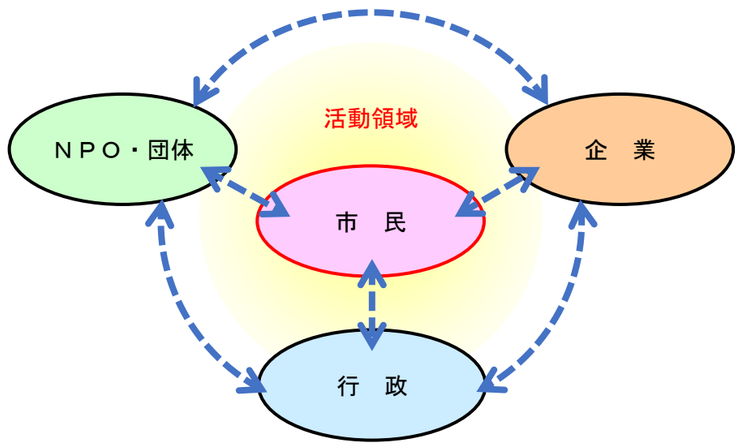
第７章　実現化の方策

<table>
<tr><th>No</th><th>現　行</th><th>見直し案</th></tr>
<tr><td></td><td>７－１　基本的な考え方</td><td>７－１　基本的な考え方</td></tr>
<tr><td>1</td><td>（１）市民の参画と協働によるまちづくり
　まちづくりにあたっては、「黒部市総合振興計画」で掲げている「市民の参画と協働によるまちづくり」を基本として、誰もが安心して心豊かに暮らせる魅力ある「黒部市」の創造を目指します。
　今後は、「黒部市都市計画マスタープラン」において、将来像として掲げた『人・水・緑がきらめくふれあいのまち』の実現に向けて、多くの市民の主体的かつ積極的なまちづくりへの参画を図りながら、協働体制によるまちづくりを推進していきます。
≪市民の参画と協働によるまちづくり≫
参　画：まちづくりの企画・計画段階から整備、管理・運営に至るさまざまな部分で、市民の協力を得てまちづくりを進める
協　働：市民と行政の相互の役割と責任分担のうえで、市民の理解と協力によるまちづくりを進める

</td><td>（１）市民の参画と協働によるまちづくり
　まちづくりの基本理念としては、「第２次黒部市総合振興計画」において、「市民の参画と協働によるまちづくり」が掲げられています。
　参画とは「まちづくりの企画・計画から整備、管理・運営に至る様々な段階において、市民とともにまちづくりを進める」ことで、協働とは「市民と行政が相互に意思疎通し、役割を明確にした上で、市民の理解と協力のもとにまちづくりを進める」ことを指しています。
　これらの実現には、市民一人一人が自分たちのまちの将来のことを「我がこと」として考え、行動することを期待しています。
　今後は、「黒部市都市計画マスタープラン」において、都市の将来像として掲げた『住む人が輝き、人が人を呼び込むまち』の実現に向けて、多くの市民の主体的かつ積極的なまちづくりへの参画を図りながら、協働によるまちづくりを推進していきます。
《市民の参画と協働によるまちづくり》
参　画：　まちづくりの企画・計画段階から整備、管理・運営に至るさまざまな段階において、市民の協力とともにまちづくりを進める
協　働：　市民と行政が相互に意思疎通し、役割を明確にした上で、市民の理解と協力のもとにまちづくりを進める

</td></tr>
<tr><td>2</td><td>（２）新たな黒部市として一体性の醸成
　平成 18 年に旧市町が合併し、新たな黒部市が誕生したなかで、黒部市が目指す将来のあるべき姿に対して、市民が共通認識を持って推進していくため、一体性の醸成に努めていきます。
　合併によって期待される行政サービスの高度化・多様化・効率化により、市民の多様なニーズに対応していくとともに、合併に際して懸念される地域格差やきめ細かな行政サービスの不足などの問題点や課題に対処していくよう、地域の個性を尊重しながら、新たな黒部市として、市民とともにまちづくりを進めていきます。</td><td>削除</td></tr>
</table>

No	現　行	見直し案
	また、新庁舎をはじめとしたインフラの整備や情報通信機能の充実に努めるとともに、民間団体の交流・連携の強化や統合を促進するほか、市全体で地域の行事やイベントの実施・支援を行い、市民の一体性の醸成を図っていきます。	
	７－２　これからのまちづくりに向けて	**７－２　これからのまちづくりに向けて**
3	これからのまちづくりにあっては、「市民の参画と協働によるまちづくり」と「新たな黒部市として一体性の醸成」を基本としながら、これまで示してきた全体構想や地域別構想の将来像に向けて積極的に取り組んでいけるように、次の項目に留意して施策を実施していきます。	これからのまちづくりは、「市民の参画と協働によるまちづくり」、「みんなでつくろう黒部の未来」の理念のもと、これまで示してきた全体構想や地域別構想の実現に向けて、次の施策を実施していきます。
4	**（１）協働によるまちづくりの推進** まちづくりにおいては、市民や企業、ＮＰＯ、ボランティア、まちづくり専門家、行政などが協働体制により進めることを基本として、市民のまちづくりへの参加意識の啓発に努めるとともに、市民の主体的な取り組みへの支援の充実に努めます。 現在では、ＮＰＯ法人、ボランティア団体などの活動が行われていますが、今後、より一層の「協働」を推進していくため、公募提案型市民協働事業の実施など具体的な取り組み方策（例）を提示し、「市民の参画と協働によるまちづくり」を進めていきます。	**（１）協働によるまちづくりの推進** まちづくりにおいては、行政と市民や企業、ＮＰＯ、ボランティアなどが協働により進めることを基本として、市民のまちづくりへの参加意識の啓発に努めるとともに、市民の主体的な取組への支援の充実に努めます。 現在、自治振興会やＮＰＯ法人、ボランティア団体などにより、多様な活動が行われていますが、今後、より一層の「協働」を推進するため、公募提案型協働事業の取組団体による発表会の開催など、具体的な取組方策（例）を提示し、議論を重ねながら「市民の参画と協働によるまちづくり」を進めていきます。
5	**＜ＮＰＯ法人、ボランティア団体の活動概要＞** **① まちづくりＮＰＯ法人の活動概要** まちづくりＮＰＯ法人では、まちに花があふれることを目標にした活動、美化活動や生活の目線で環境問題に取り組む活動、黒部をＰＲしたり地域や商店街の活性化に取り組む活動など、市民の手づくりによる活動を活発に展開しています。 **② ボランティア団体の活動概要** ボランティア団体としては、まち歩き観光が盛んな生地地区の名所を案内する観光ボランティア団体をはじめ、地域の福祉活動、イベントへの協力等を目的とした団体が活発に活動しています。	削除
6	**＜具体的な取り組み方策（例）＞** **協働のまちづくり推進会議の設置** 学識経験者、公募委員等の市民で構成される「協働のまちづくり推進会議」を設置し、推進会議での協働の評価・検証等を協働事業に活かしていくとともに、広く市民に情報提供していきます。 **コミュニティづくり推進協議会の設立促進** 地域の身近な問題を解決し、地域に合ったまちづくりを実現するためには、それぞれの団体が個別に解決するのではなく、地区全体で意見を出し合い、連携・協力していく組織として「コミュニティづくり推進協議会」の設立を提案し促進していきます。 設立単位は旧来から地域のつながりが深い自治振興会の区域を単位とし、市民が意見を出し合って地域にあった組織に編成します。 **地域型市民協働事業の実施** 地域課題を解決し、地域に合ったまちづくりを推進するために、コミュニティづくり推進協議会と市とがそれぞれの役割と責任を認識した協働のまちづくりを進めていきます。 コミュニティづくり推進協議会は、地域をどのようなまちにしたいかという将来像（目標）や方向性を定めたまちづくり計画を策定します。 **公募提案型市民協働事業の実施** 市民の自由な発想を活かした多様な公共サービスを実現し、効果的・効率的な公共サービスを提供するため、市民活動団体等の専門性・機動性の特性を活かした事業の提案を公募します。提案団体と市が	**＜具体的な取組方策（例）＞** **公募提案型協働事業の実施** 地域の課題解決に向け、市民の自由な発想を活かした事業提案を募集し、その提案団体と市が協働して事業に取り組むことにより、多様化する市民ニーズに対応し、地域の活性化を図ります。 **地区懇談会等の実施** ハード・ソフトにかかわらず、地域の実情について意見交換する場を設け、市民の参画と協働によるまちづくりを推進します。 地区がテーマを設定することで、様々な分野の方が参加し、地域の話合いの場の創出につながり、地域課題を他人事ではなく我がこととして捉え、地域住民が主体となった地域づくりの推進につなげます。 **職員の協働意識醸成** 職員が「協働」についてしっかりと認識し、パートナーとなる市民の活動を理解し、互いの果たすべき役割を適切に分担しながら、協働を実践していくことが重要です。 協働に関する理解を深め、市民と連携していく能力及び協働をコーディネートできる能力等を養成するため、職員研修の充実を図ります。 **市民の協働への意識醸成** 市民の自治意識を高めるための啓発を行うとともに、地域においては自治振興会、町内会等地域活動団体や市民活動団体、企業等が相互に連携を強め意見交換できる場づくりを進めます。また、市民が主体的に協働を推進するための体制整備に努めます。

<table>
<tr><th>No</th><th>現　行</th><th>見直し案</th></tr>
<tr><td></td><td>対等な立場で、共通する公共的課題の解決に向け、ともに公共サービスの担い手となり、協働で事業を実施します。

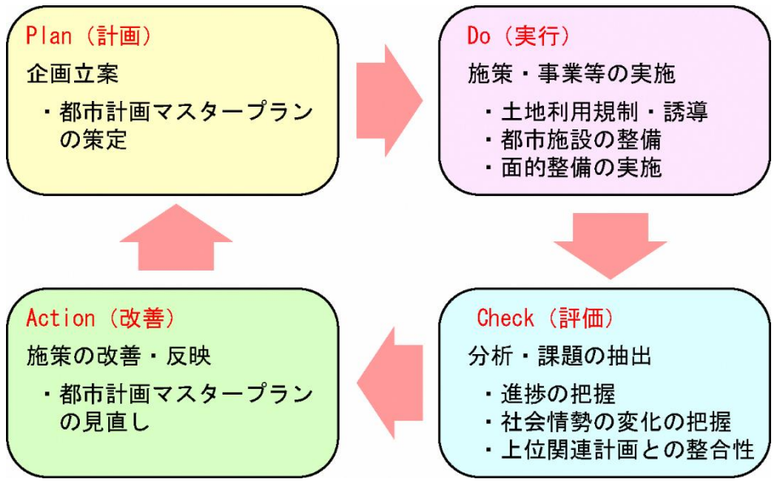
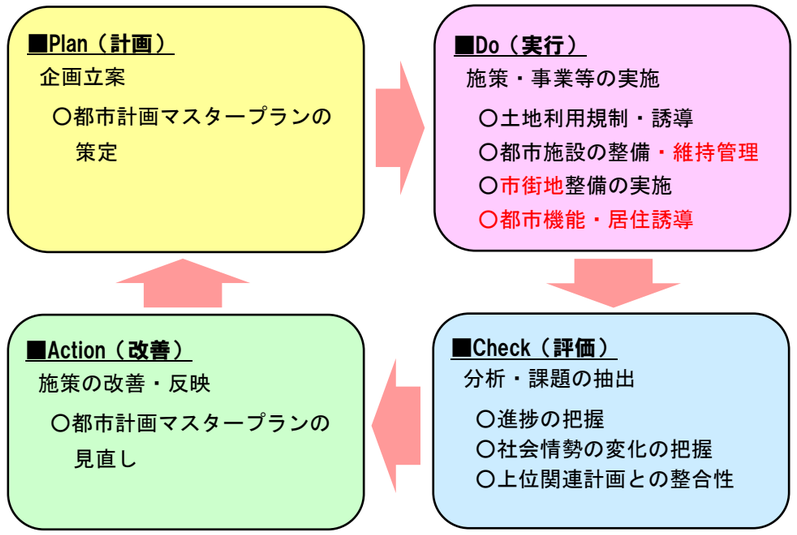
市民の協働への意識醸成と地域における人材育成
市民の自治意識を高めるための啓発を行うとともに、地域においては自治振興会、町内会等地域活動団体や市民活動団体、企業等が相互に連携を強め意見交換できる場づくりを進めます。また、市民が主体的に協働を推進するために人材の育成と確保に努めます。

市民の市政への参画機会の拡充と推進
意思決定過程（課題の発見、政策形成、実施、評価・見直し）のいずれの段階においても、市民が様々な形で市政に参画し、その意見を反映するため、市民の市政への参画機会の拡充と推進を図ります。
・市民提言制度（市民の声）の充実
・市民パブリックコメント手続き制度の充実
・審議会等への公募委員の登用及び公開推進
・タウンミーティングの充実
・地区要望会のあり方検討
・市民参画条例の制定検討</td><td>市民の市政への参画機会の拡充と推進
意思決定過程（課題の発見、政策形成、実施、評価・見直し）のいずれの段階においても、市民が様々な形で市政に参画し、その意見を反映するため、市民の市政への参画機会の拡充と推進を図ります。
・市民提言制度（市民の声）の充実
・市民パブリックコメント手続き制度の充実
・審議会等への公募委員の登用及び公開推進

マイプロジェクト発表会の実施
市民が考えた新しい計画や取組を発表するマイプロジェクト発表会を開催し、企画の発表に対する参加者からの意見やアイデアなどによりブラッシュアップを行い、さらには一緒に活動する仲間を増やすなど、市民の新しいチャレンジを応援します。</td></tr>
<tr><td>7</td><td>（２）市内外との連携・交流によるまちづくりの推進
観光や防災などまちづくりに関する課題は、多様化・広域化してきています。特に最近では「富山湾・黒部峡谷・越中にいかわ観光圏整備計画」により周辺市町との広域連携が進められています。このため、国内都市を含めて県や近隣市町村など公共団体や企業・団体等との連携の強化に努めるとともに、海外姉妹都市、国際友好都市等との国際交流の継続や国際交流団体に対する支援の充実に努めます。

自治体間の姉妹都市提携や協定締結などの状況
オランダ王国スネーク市　姉妹都市---------- S45.09.10
アメリカ合衆国メーコン市　姉妹都市---------- S52.05.10
大韓民国三陟市　国際交流都市間公務員相互派遣に関する協定------- H10.11.04
スポーツ（マラソン）相互交流に関する協定------- H14.04.26
北海道根室市　姉妹都市---------- S51.10.19
災害時における姉妹都市相互の応援に関する協定--- H11.11.18
福井県大野市　災害時相互応援協定---------- H11.10.12
マーサー大学医学部・中央ジョージア医療センター（アメリカ合衆国）
国際医療交流協定---------- H15.11.05</td><td>（２）市内外との連携・交流によるまちづくりの推進
観光や防災など、まちづくりに関する課題は、多様化・広域化しており、今後も周辺市町との広域連携を強化していくことが必要です。
また、国内都市を含めて、県や近隣市町村などの公共団体や企業・団体等との連携の強化に努めるとともに、海外姉妹都市、国際友好都市等との国際交流の継続や国際交流団体に対する支援の充実に努めます。

自治体間の姉妹都市提携や協定締結などの状況
オランダ王国
スドウェスト・フリースラン市　姉妹都市---------- S45.09.10
アメリカ合衆国メーコン市　姉妹都市---------- S52.05.10
大韓民国三陟市　国際交流都市間公務員相互派遣に関する協定------- H10.11.05
スポーツ（マラソン）相互交流に関する協定------- H14.04.26
北海道根室市　姉妹都市---------- S51.10.19
災害時における姉妹都市相互の応援に関する協定--- H11.11.18
福井県大野市　災害時相互応援協定---------- H11.10.12
アメリカ合衆国マーサー大学医学部・中央ジョージア医療センター　医療交流協定書---------- H15.11.05
宮城県大崎市　災害時等における相互応援に関する協定---------- R02.10.08
姉妹都市---------- R03.11.05
中華人民共和国大連市　友好協力関係締結議定---------- R05.09.27</td></tr>
<tr><td>8</td><td>（３）まちづくりの進行管理
「黒部市都市計画マスタープラン」は、策定時において想定される将来の動向も踏まえ、とりまとめを行いました。計画は 20 年後の都市の将来像を展望した上で策定し、具体の整備については概ね 10 年として目標設定を行っています。
しかし、近年の社会の急激な変化は予期せぬものが多いことから、各区切りにより進行管理を行い、必要に応じて改訂または部分改訂を検討し、状況に即した適切な対応に努めます。</td><td>（３）まちづくりの進行管理
「黒部市都市計画マスタープラン」は、策定時において想定される将来の動向も踏まえ、とりまとめを行いました。計画は 20 年後の都市の将来像を展望した上で、具体の整備については、おおむね 10 年として目標設定を行っています。
一方、近年の社会情勢の変化は急激かつ予期せぬものが多いことから、適宜、進行管理を行い、必要に応じて改訂または部分改訂を検討し、状況に即した適切な対応や計画の見直しに努めます。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>No</th><th>現　行</th><th>見直し案</th></tr>
<tr><td></td><td>進行管理は、Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）を要素とする施策のマネジメント・サイクルを推進により行うものとし、各事業が終了した時期や目標年次などを目途に長くとも10年以内を区切りとし、進捗状況の把握と施策の評価について進めていきます。

</td><td>また、進行管理は、Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）のプロセスに基づく施策のマネジメント・サイクルにより行うものとし、各事業が終了した時期や目標年次などを目途に長くとも10年以内を区切りとし、進捗状況の把握と施策の評価について進めていきます。

</td></tr>
<tr><td>9</td><td>（４）まちづくりのルールの制定
市民の参画と協働を基本としたまちづくりを推進するためには、市民が主体的かつ積極的に自分たちのまちづくりを行っていく自主的なルールをつくっていくことが重要です。
行政は地域の実情をふまえ、市民の参加意識を高めていきながら、その地域にふさわしいまちづくりの手法を提案していきます。また、地域住民の参画と協働を基本とした柔軟な対応と支援を行い、将来像の実現に向けて適切な制度の導入に努めていきます。</td><td>削除</td></tr>
</table>